



長浜市地域活力プランナー について

令和6年10月9日(水)
長浜市市民協働部市民活躍課



長浜市の概況

➤ **面積：681.02km²**
(東西約25km、南北40km)

※ 陸地は539.6km²

➤ **可住地面積**
：165.76km²
※ 総面積のうち約30.7%

➤ **人口：113,297人**

➤ **世帯数：47,664世帯**
※ 2024年4月1日現在



長浜市の市町合併

平成18年1月以前

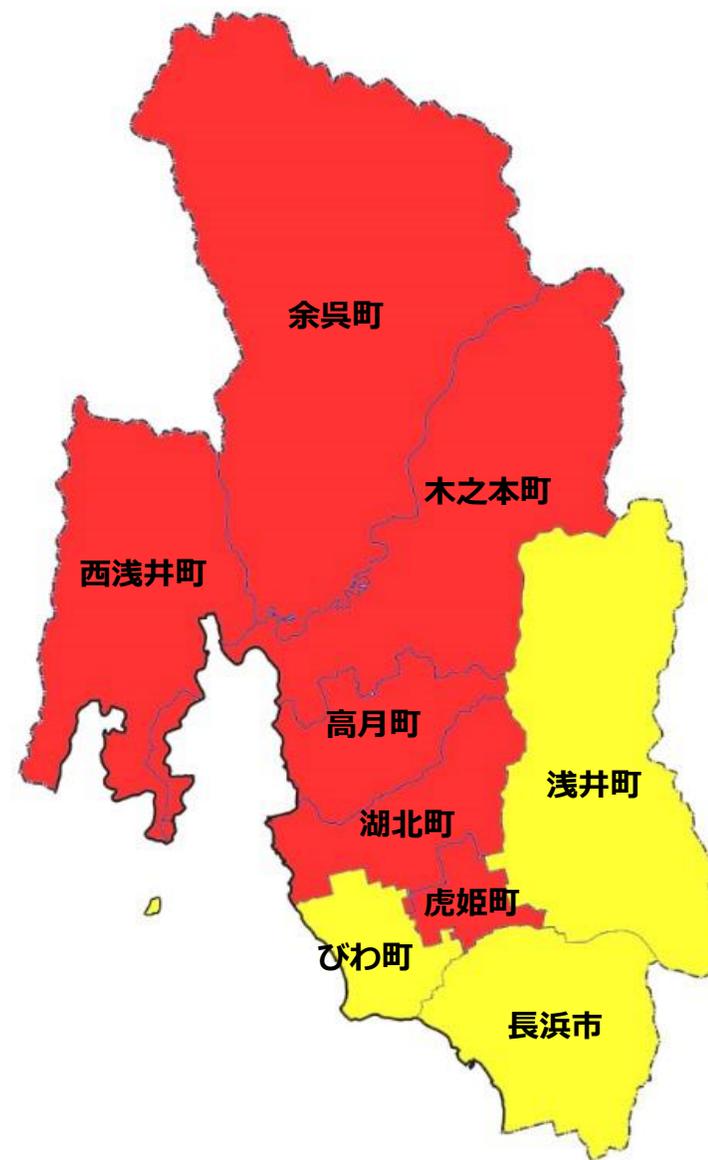
旧長浜市

平成18年2月 合併

旧長浜市・旧浅井町・旧びわ町

平成22年1月 合併

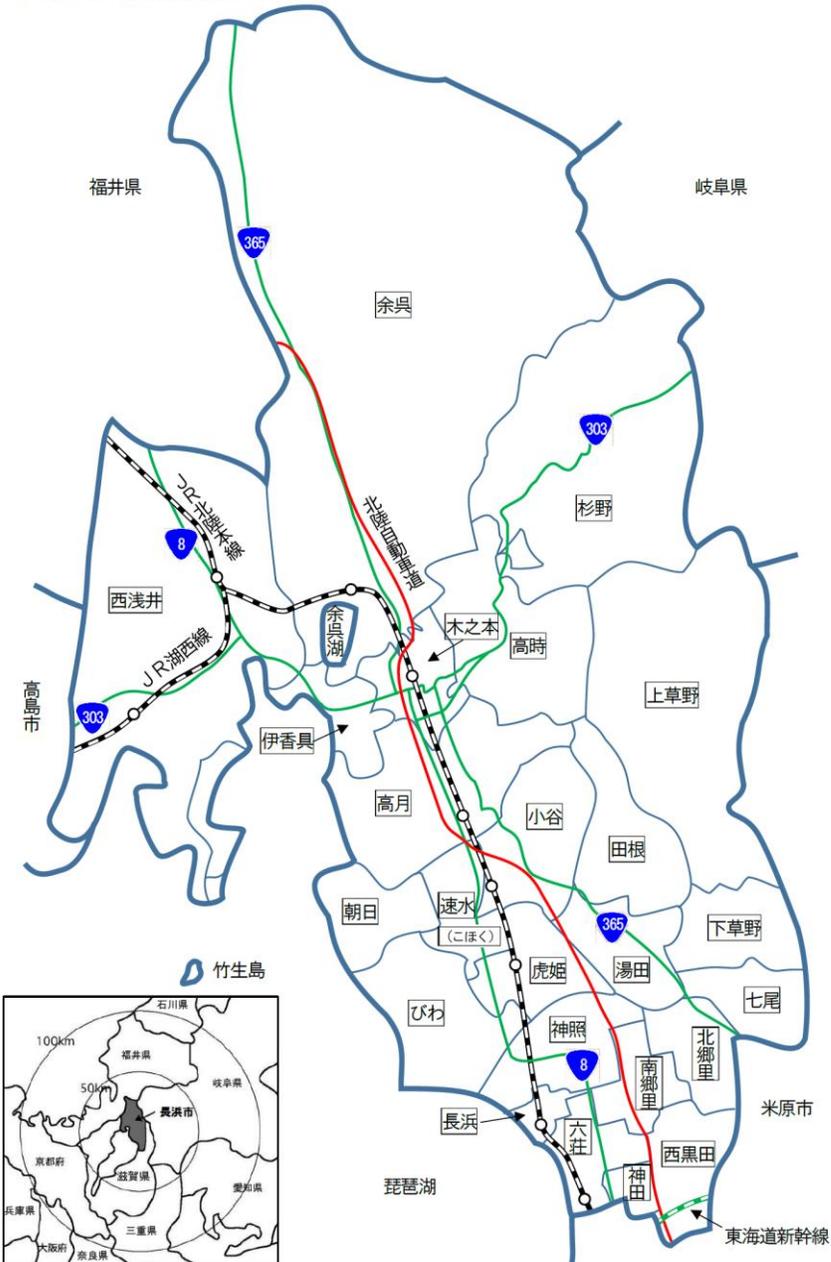
旧長浜市・旧虎姫町・旧湖北町
旧高月町・旧木之本町・旧余呉町
旧西浅井町



長浜市の自治組織

(1) 単位自治会	4 2 7
(2) 地区連合自治会	2 7
(3) 長浜市連合自治会	1
(4) 地区地域づくり協議会	2 4

地域づくり協議会区域図



地域づくり協議会（地域運営組織）

地域運営組織とは？

- 地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、**地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織**[総務省]

◆ 地域づくり協議会 [長浜市市民自治基本条例 平成23年4月施行]

第25条 市民は、地域の様々な課題の解決に向けて、市民自らが継続的に取り組み、それぞれの特徴を活かした地域をつくるため、地域づくり協議会を設置するものとする。

2 地域づくり協議会は、地域課題の解決のほか市民にかかわる公共的な活動を担い、様々な主体が行う活動について連携しながら、より効率的、効果的に実施できるよう調整する役割を担うものとする。

自治会・連合自治会との違い

自治会・連合自治会	地域づくり協議会
<ul style="list-style-type: none">• 一般的に役員の任期は単年度であることから、<u>1年間に限った取り組み</u>や、<u>定型的な事業</u>を毎年行うことに適している。• 全市的にほぼ同じ組織で構成されているため、<u>市域に共通した課題への対応</u>や、<u>市からの委託業務</u>を行うことに適している。• 自治会制度は、長い歴史と実績があり、<u>広く市民に認知されている</u>ため、単独でも確実な事業の推進が可能。	<ul style="list-style-type: none">• 一般的に役員や構成員が一定期間替わらないため、<u>地域の課題に中期的・長期的に取り組む</u>ことができる。• 地域の特徴的な課題に取り組む団体や知識のある人、関心のある人が構成員になることから、<u>課題に対し、自主的・専門的な取り組みが期待</u>できる。• 地域づくり協議会を中心として、自治会を含めた<u>さまざまな団体や個人との連携、協力により、多面的・効率的な取り組みが可能</u>となる。

★ 連合自治会と地域づくり協議会は双方が協力しあって、住みよい地域づくりに向けて活動していく。

地域づくり協議会への支援

- 長浜市地域づくり交付金（地域づくり活動事業）
- 地域づくり一括交付金（自治会宛て文書引き渡し）
- 長浜市地域まちづくり連絡会支援事業補助金
- 公民館のまちづくりセンター化
- 市民協働センターによる中間支援
- 地域活カプランナー制度

地域活カプランナー

地域づくり活動をより一層効果的に推進するためには、組織の中心で地域課題の洗い出し、取り組み方針の決定、取り組み実践など一連のプロセスを把握する人材が必要



平成28年度～

集落支援員制度を活用し、**地域活カプランナー制度**を創設
希望する地域にプランナーの配置を委託

地域活力プランナーの業務・役割

(1) 市、地域づくり協議会及び連合自治会等と連携し、地域の活性化を推進

従来の自治活動が十分できないなどの新たな課題について、地域の新たな共助による対応について検討し、地域づくり協議会等の活動につなげる

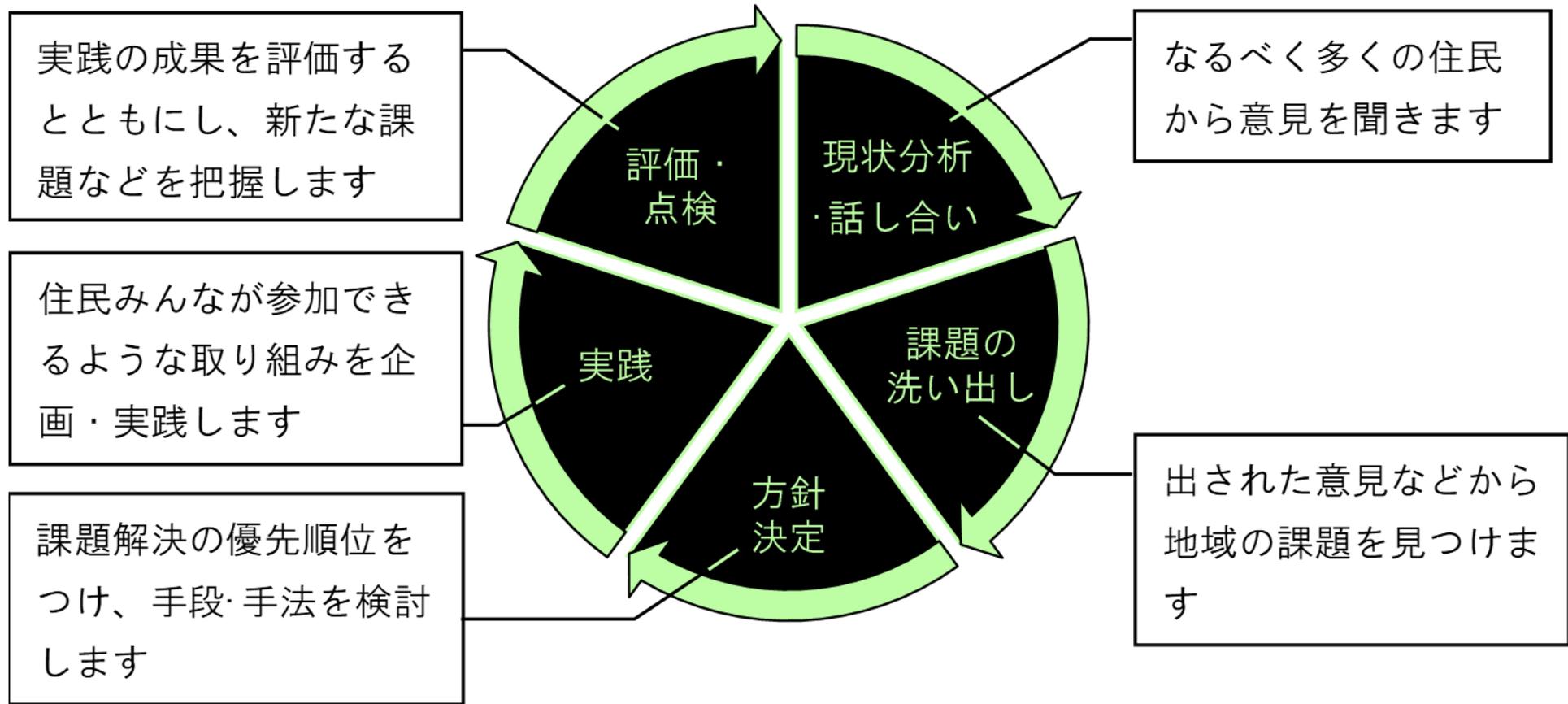
(2) 地域の巡回、状況把握及び課題分析

地域内を巡回して状況把握に努めるとともに、住民との話し合いやヒアリングを通して解決すべき課題の抽出・分析を行う

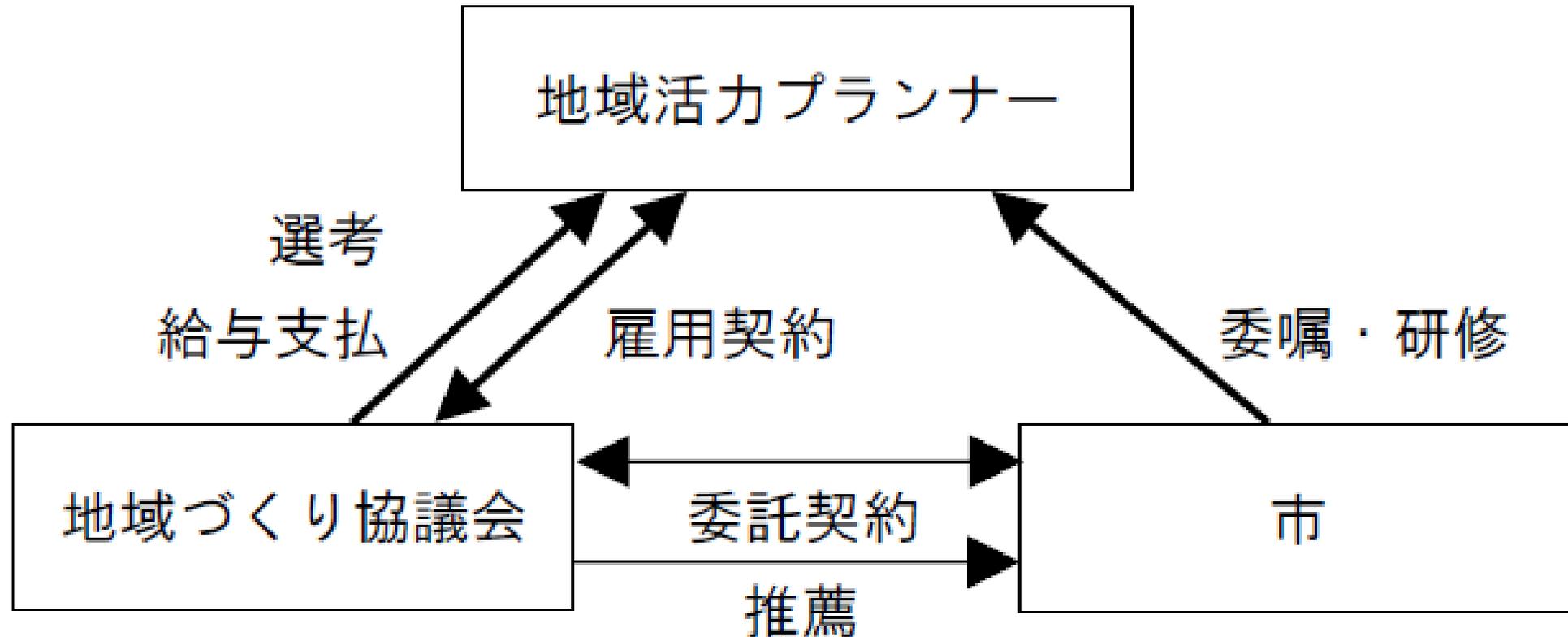
(3) 地域の課題解決のための具体的方策の企画、実施及び支援

地域住民との話し合いの結果、地域の状況、重要度や緊急性から、地域の課題解決のための対応策や手法を検討し、実行する

地域活力プランナーの業務・役割



労務上の位置付け



委託の内容

■ 委託料

区分	地域名	月間 業務 時間	※ 委託料	
			1月あたり	12ヶ月分
1	杉野・伊香具・高時・七尾・神田・上草野	80h	101,400円	1,216,800円
2	田根・小谷・西黒田・朝日・下草野	90h	112,200円	1,346,400円
3	速水・余呉・西浅井・北郷里・木之本	100h	123,000円	1,476,000円
4	湯田・虎姫・びわ・高月	110h	133,800円	1,605,600円
5	南郷里・長浜・六荘・神照	120h	144,600円	1,735,200円

※委託料には消費税を含む

※委託料の範囲内で所要の経費（人件費、使用料、消耗品費、ガソリン代等）を支弁

※委託料に執行残が生じた場合は、市に返金

地域活カプランナーの活用状況

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
地域数	14	13	14	13	13	12	10	10	13
人数	22	19	23	21	20	21	18	20	23

- ・ 当初から継続して設置している地域 7地域
- ・ これまでに一度も設置していない地域 6地域

※設置意向があったが、設置できていない地域 4地域 (R5)
(良い人材が見つからない。応募がないなどの理由)

地域活力プランナー連絡会・報告会

目的

- 地域活力プランナー同士が、地域における自身の役割や課題の共有を通して、相互に取組みを理解し、応援し合える関係を構築する場
- 他地域の事例を通して客観的な視点を身に付けたり、他地域の取組みを参考とすることで、自身の取組みをより深め、さらには地域づくり協議会活動の活性化につなげることを目指す

内容

1. 地域活力プランナー相互の情報交換
2. 地域づくりの調査・研究
3. 各種研修

地域活力プランナー連絡会



意見交換



研修

湯田地域について

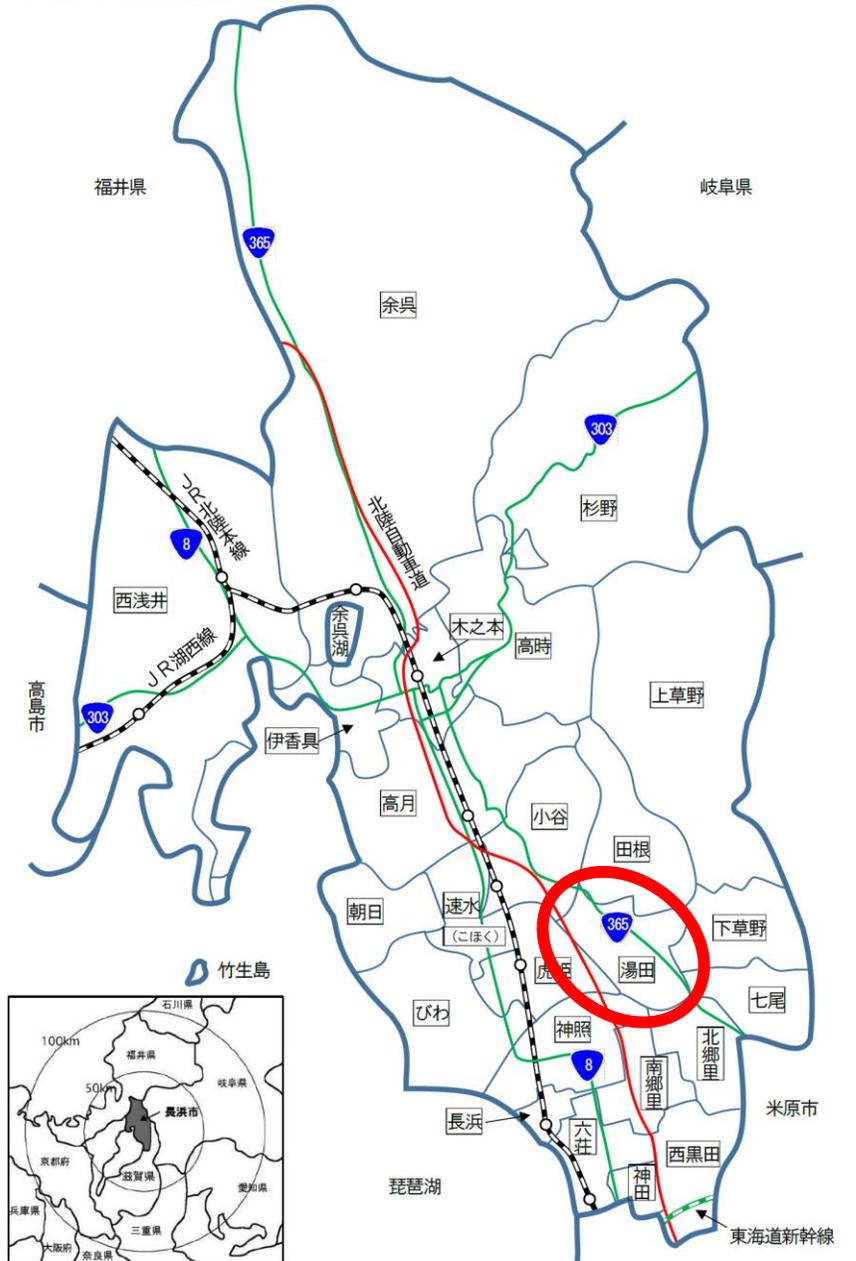


自治会数：17

世帯数：2,296世帯

人口：6,162人

地域づくり協議会区域図



浅井湯田地域づくり協議会

【組織図】

総会（意思決定機関）

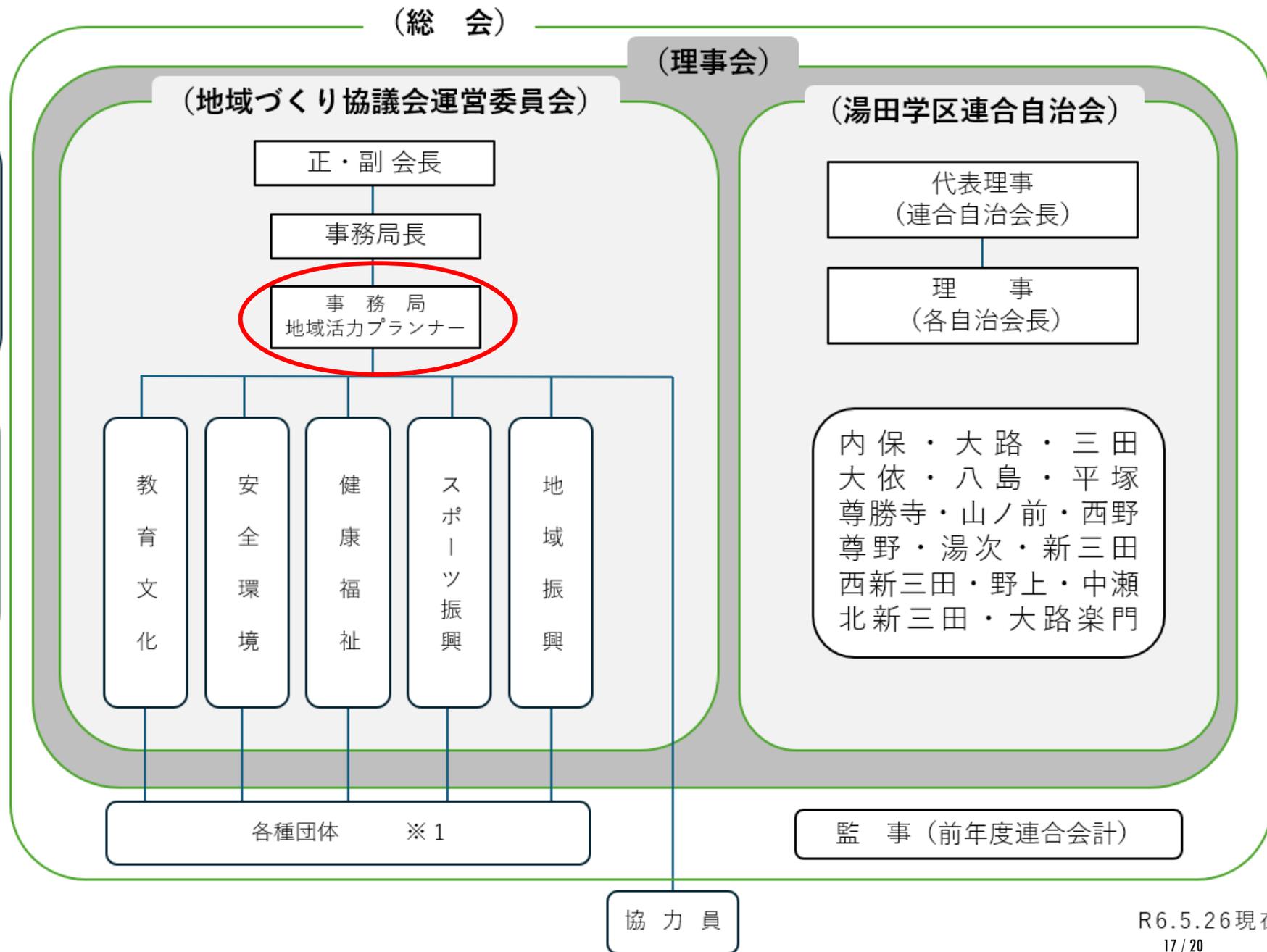
子ども会・健康推進員・交通安全推進員
環境推進員・体育推進員・
日赤奉仕団・更生保護女性会
民生委員児童委員・消防団第8分団
湯田小・浅井中など関係団体を含む ※1

理事会
（地域づくりのアウトライン
を検討・総会の原案を提出）

代表理事：連合自治会長
理事：自治会長
前連合自治会正副
会長・正副（部会）長
事務局長：まちセン所長
事務員：地域活力プランナー

運営委員会
（地域づくり活動の具体案を企画・
各クラブ間の活動内容等を調整）

正副会長・正副部会長
事務局長・事務員



取組み背景

地域づくり協議会の存在や活動が地域に知られていない
サークル利用者以外まちづくりセンターの利用が少ない
世代間の交流の場がない

令和5年度の取組み

地域住民にあらゆる機会を通して
湯田地域を知ってもらえるよう活動に
参加してもらおう

令和5年度の具体的な取組み内容

ゆた区民まつり

学童保育（夏期冬季長期休み期間）

歴史探訪—実宰院のご住職による話説

安全啓発看板「飛び出し坊や」の設置

通学路への交通安全街頭指導

（月に2回と交通安全週間）

稲刈り体験

親子料理教室

健康講座

ふくらの森学習（湯田小3年生対象）

湯っ田りウォーク

ユニカール大会

令和5年度の具体的な取り組み内容

湯っ田り子育ておしゃべりカフェ

～古民家カフェsantocoさんにて開催

- ・子育ての悩みや情報交換を通して、交流を深めてもらった
- ・まちづくりセンターの場所を知ってもらえた
- ・普段どんなことをしているかを知ってもらえた
- ・どんなイベントあったら良いか意見を聞いた

